

帰還困難区域（双葉町）に居住し、要介護状態で介護施設を利用していた亡父（原発事故当時８０歳代後半、申立人が相続）について、原発事故後、介護施設から避難所へ避難して家族と離れて過ごすことを余儀なくされ、数日後に申立人が迎えに行った際には同避難所に残る最後の一人となっていたこと、その後も県外の施設に入所するまで避難所等を転々としたことなどの過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められたほか、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、農業に従事し、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成２５年１１月○日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第２ 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第３ 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金２８０万円の支払義務があることを認める。

第４ 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項記載の金員のうち、金６６万円を支払済みであることを確認する（令和７年５月１日付一部和解契約）。

第５ 支払方法

（省略）

第６ 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年2月12日

（仲介委員 内藤 貴昭）

令和〇年(東)第〇号
申立人 X

別紙

損害項目	細目	期間	金額	備考
①過酷避難状況による 精神的損害 (第五次追補第2の1)	基本部分	—	300,000	申立外被相続人A 分
	増額分	—	150,000	申立外被相続人A 分
②生活基盤喪失慰謝料 (第五次追補第2の2)	増額分	—	700,000	申立外被相続人A 分
③精神的損害	増額分	2011. 3. 11 ~2013. 11. 〇	1,650,000	申立外被相続人A 分 (要介護) 月額5万円×33ヶ月
④精神的損害	増額分	2011. 3. 11 ~2013. 11. 〇	660,000	申立人が上記被相続人を介護したことによるもの
上記合計(A)			3,460,000	
直接請求既払金(B)			660,000	項目③
控除計(A-B)			2,800,000	
既払金(C)			660,000	項目④早期一部和解支払分(R7.5.1付)
合計(A-B-C)			2,140,000	